

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果概要

【意見募集期間】平成28年3月22日（火）～平成28年4月21日（木）

【提出意見件数】160件

【ご意見の概要とご意見に対する考え方】

1. 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性に関するご意見

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p><基準値関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定解除されると、汚染廃棄物が各地で処理されたり、再生利用されたりすることにより、放射性物質の拡散につながるのではないかと懸念されている。 ・汚染廃棄物は、原子力関連施設等で厳重に集中管理すべき。 ・8,000 Bq/kg 以下の放射能濃度の廃棄物であっても危険ではないかと懸念されている。8,000 Bq/kg という基準の根拠や、実際に 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物で安全に処理できた具体的事例を示して欲しい。 ・指定基準を見直し、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準（100 Bq/kg）と統一すべき。 ・指定解除によって焼却等の処分を行うことは反対であり、安全な保管を継続すべき。 ・放射能濃度だけでなく、放射性物質の総量で規制すべきではないかと懸念されている。 ・指定解除するために、指定廃棄物が通常の廃棄物と混ぜて 	<p>放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準（8,000Bq/kg）は、平成23年6月に原子力安全委員会が示した廃棄物処理に関する安全確保の考え方を満たすことができるよう、廃棄物の焼却、埋立処分等の処理工程ごとに周辺住民（成人・子供）や作業員の様々な被ばく経路を設定して行ったシナリオ評価の結果に基づくものです。（評価の詳細については別紙4参照）</p> <p>この評価結果については、環境省の災害廃棄物安全評価検討会で廃棄物や放射線等の専門家に確認いただいたほか、環境大臣から放射線審議会（「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」（昭和33年法律第162号）に基づき、放射線障害の防止に関する技術的基準に統一を図ることを目的として原子力規制委員会（2012年8月以前は文部科学省）に設置されている機関）にも諮問を行い、妥当である旨の答申を得ています。さらに、IAEA（国際原子力機関）の報告書においても、「既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれている」と評価されています。最近も、平成28年3月16日に環境省が開催した指定廃棄物処分等有識者会議（第9回）において、妥当な内容であることを改めて確認いただいたところです。</p>

	<p>希釈されてしまうのではないか。</p>	<p>このように、8,000 Bq/kg という指定廃棄物の指定基準は、環境省のみならず、放射線障害防止全般を所掌する国の諮問機関や国際機関による確認・検証も経てきたものです。</p> <p>また、実際に、環境省ではこれまで 8,000 Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の市町村による処理の支援を行っており、これまでに累計約 2 万 3 千トンの処理実績があります。この処理事業では、廃棄物処理法の処理基準等(飛散・流出防止、排ガス処理設備の設置等)に基づき処理が行われており、モニタリング結果にも問題はなく処理が進められています。</p> <p>なお、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準(放射性セシウムについて 100Bq/kg)は、運転を終了した原子力発電所の解体等により発生するコンクリートや金属を想定し、日常生活を営む場所で様々な方法で再利用されたとしても安全な基準として定められているものであり、8,000Bq/kg とは異なる趣旨の基準です。</p>
2	<p>セシウム 134 及びセシウム 137 以外の放射能濃度も測定すべきではないか。</p>	<p>平成 23 年度に文部科学省と農林水産省が実施した調査では、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質は、セシウム 134 とセシウム 137 の量がその他の放射性核種よりも非常に多いと報告されており、今後の被ばく線量評価や除染対策においてもセシウム 134 とセシウム 137 に着目していくことが適切であると報告されています(東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の分布状況等に関する調査研究結果)。</p> <p>また、環境省においても、平成 24 年 2 月に、比較的高濃度に放射性セシウムが検出されている福島県内の焼却施設を対象に、排ガス及び焼却灰中のプルトニウム及びストロンチウムについて測定を実施しており、いずれも不検出か、検出されても検出下限値をわずかに超える値であったことを確認しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づく指定廃棄物の指定基準は、セシウム 134 及びセシウム 137 の合計の放射能濃度について定められています。</p>

2. 処理責任や処理方針に関するご意見

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
3	<p>指定解除は、国が処理責任を放棄し、市町村や事業者に負担を押し付けるものではないか。</p>	<p>指定解除は、指定廃棄物の一時保管者や解除後の処理責任者と国の間で協議が整うことを前提として行うものであり、国が一方的に処理責任を放棄するものではありません。この協議に関しては、指定解除の手續として本省令改正により条文上も明記されています。</p> <p>また、指定解除後の廃棄物についても、その処理が最後まで円滑に進むよう、国としても、処理業者や周辺住民に対する処理の安全性の説明等の技術的支援を行うほか、指定解除後の処理費用についても必要な財政的支援を行い、ご地元と一緒に最大限の対応を図る方針です。</p>
4	<p>< 指定解除後の処理関係 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定解除後の廃棄物は、国や東京電力が地域住民の理解を得ながら、責任もって保管・管理すべき。 ・ 廃棄物処理施設が廃棄物の放射能濃度に関する独自の受入基準を設定していることが多く、指定解除後の処理先を確保することが困難であるため、国が処理の安全性について十分に周知すべき。 ・ 国が指定解除後の処理先を確保する等、指定解除後も最後まで国が全面的に責任を持って保管や処分を行うべき。 ・ 指定解除後の廃棄物の確実な処理につなげるため、受入最終処分場の確保を指定解除の要件に追加すべき。 ・ 指定解除後の廃棄物の処理に関する国の技術的・財政的支援について、条文にも追加する等して明示すべき。 ・ 指定解除にあたっては、一時保管施設の撤去費用も含めて国が費用負担すべき。 ・ 指定解除後の廃棄物の処理促進のため、最終処分場を有する地元自治体等に対しても地域振興対策及び風評被害対策 	<p>8,000 Bq/kg 以下の放射能濃度の廃棄物について、これまで多くの市町村や廃棄物処理業者等のご努力により、適正な処理が進んでいるものの、現在もなお地域の理解を得るのに苦慮し、処理が滞っている地域もあることから、国として、8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性の周知に、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>また、指定解除後の廃棄物については、その処理が最後まで円滑に進むよう、国としても、処理業者や周辺住民に対する処理の安全性の説明等の技術的支援を行うほか、指定解除後の処理費用についても必要な財政的支援を行い、ご地元と一緒に最大限の対応を図る方針です。</p> <p>技術的・財政的支援の具体的内容については、制度の運用に係る内容であるため法令上に規定することは困難ですが、財政的支援については、指定解除後の廃棄物の処理にあたって必要な費用の全額を国が負担することとしており、本省令改正の施行と同時に補助事業の要綱等を施行しています。また、環境省の財政的支援を受けて設置された一時保管施設の撤去費用についても、国が費用を負担することとしています。技術的支援についても、今後、一時保管者や指定解除後の処理責任者と個別事案ごとによく相談をしていきたいと思っております。</p>

	を目的とする支援を行うべき。	風評被害対策等の在り方については、今後、各地域の実情を踏まえて、必要に応じて個別にご地元のお話をよく伺いたいと思います。
5	指定廃棄物の保管は今後も長期化すると考えられることから、保管に係る経費について支援を継続すべき。	指定廃棄物の一時保管に係る経費については、現在、国と一時保管者の間で委託契約を締結することにより財政的支援を行っていますが、今後も必要な期間、この支援を継続する方針です。
6	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県について、県内1か所に集約して管理する方針の変更がないこと及び詳細調査候補地の再選定はしないことを示すとともに、早期に処理の期日を明示すること。 指定解除の仕組みを適用する場合は、仮保管施設周辺住民の不安が軽減されるよう、残った指定廃棄物の処分・搬出の見込み等について、国から直接的に説明していただきたい。 	千葉県においては、平成25年4月以降、市町村長会議において長期管理施設の候補地の選定手法について数次にわたる議論を重ね、平成27年4月24日に詳細調査候補地を1カ所選定し、公表しました。長期管理施設の確保できる具体的な時期等について現時点ではお示しできる状況にございませんが、千葉県の指定廃棄物について、県内1カ所に集約して安全に管理するという方針に変わりはなく、できる限り早期に長期管理施設を設置できるよう、引き続き地元のご理解をいただくための取組を行ってまいります。

3. 指定解除の手續に関するご意見

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
7	指定廃棄物の放射能濃度の測定については、周辺住民の不安等を考慮し、地域の実情に応じた現実的な対応をすべき。	指定廃棄物の放射能濃度の測定にあたっては、各地域の実情を踏まえて、個別の保管場所ごとに、適切な方法を一時保管者等の関係者と相談させていただきます。
8	<ul style="list-style-type: none"> 指定廃棄物の放射能濃度の測定結果は公表すべき。 指定廃棄物に限らず、汚染廃棄物の全体的な保管状況を実態調査し、明らかにすべき。 	<p>指定廃棄物の個別の放射能濃度については、これまでも風評被害の懸念等に配慮しながら必要な情報は公表してきたところであり、今後も、ご地元とよく相談しながら対応してまいりたいと考えています。</p> <p>また、指定廃棄物以外の汚染廃棄物についても、宮城県においては、8,000 Bq/kg を超えるとされているものの、未指定となっている廃棄物について、放射能濃度の調査を行うこととしています。</p>
9	市町村等が8,000 Bq/kg以下のものを処理する場合、市町村や処理業者がどこで何を処理するかを公表するようにすべき。	8,000 Bq/kg以下の廃棄物の処理に適用される廃棄物処理法では個別の処理対象物の公表が義務づけられるものではありませんが、その処理にあ

		たっては、各地域の実情に応じて、周辺住民の皆様の安心を確保できるよう、地元自治体等の関係者との間で対応をよく相談していくことが必要と考えています。
10	指定解除の申出について、虚偽の内容が申出されることも考えられるが、申出書はどのように審査するのか。	申出書の内容については、環境省（各地方環境事務所）において審査を行うこととなります。具体的には、指定廃棄物の放射能濃度の測定にあたってどのように試料採取を行ったのかといったことについて、申出書に添付される写真や書類を精査するほか、必要に応じて現地で一時保管者に聞き取りを行いながら確認する等して、ガイドラインに沿った適切な測定が行われているかどうか等について、十分に確認することとしています。
11	放射能濃度の再測定は具体的にどのように行うのか。意図的に測定結果が低くなるように測定されてしまう可能性もあるのではないか。	指定解除にあたって行う放射能濃度の測定は、特措法第 16 条第 1 項の報告に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物については規則第 5 条で定める方法、特措法第 18 条第 1 項の申請に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物については規則第 20 条で定める方法により行うことを本省令改正により条文上も明記しています。具体的には、「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成 25 年 3 月第 2 版）」第 1 部第 3 章又は第 4 章に沿って、原則として、特措法第 16 条第 1 項又は第 18 条第 1 項に基づく調査を行った際と同じ調査単位ごとに測定を行うこととなります。 測定にあたっては、特に試料採取の代表性の確保に留意する必要があることから、指定解除の申出を検討している一時保管者等の相談を受けて、環境省職員が現場を確認する等して、適切な測定が実施されるよう必要な指導・助言を行うこととしています。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定解除の要件に、指定解除後の処理計画が安全であること、処理先周辺住民の理解や合意を得ていることを追加するべき。 ・ 指定解除の通知先に処理先の都道府県や市町村も加えるべき。 	指定解除後の廃棄物の処理については、法令上、廃棄物処理法に基づく処理基準（一部の廃棄物については放射性物質汚染対処特措法に基づく特別処理基準の上乗せあり）等により適正に処理が行われることとなりますが、処理先の地元のご理解は重要であることから、環境省としては、指定解除にあたって一時保管者や指定解除後の処理責任者を行う協議の中で、

	<p>・指定解除後の廃棄物の処理は監視すべきではないか。</p>	<p>処理先の地元への説明状況等についても確認を行うことを想定しています。</p> <p>また、指定解除後の廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は都道府県が、報告徴収や立入検査等の権限により必要な指導・監督を行うこととなります。国においても、指定解除にあたって行った一時保管者や指定解除後の処理責任者との協議の中で得た情報を、必要に応じて市町村や都道府県に情報提供する等して、自治体と連携して対応してまいりたいと考えています。</p>
13	<p>指定解除は省令改正だけでなく、放射性物質汚染対処特措法の改正が必要ではないか。</p>	<p>指定解除は、行政法学上、指定の「撤回」という行政行為に相当します。指定廃棄物については、一時保管者に一時保管義務が課せられているため、指定解除は、一時保管者や指定解除後の処理責任者とも協議の上、この一時保管義務を取り除くという効果を持つこととなりますが、行政法学上、このように義務を取り除く撤回については法改正を要しないとされています。こうしたことを踏まえ、今回、放射性物質汚染対処特措法第58条（施行に関し必要な事項の環境省令への委任）の規定に基づき、放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部改正省令により、要件や手続を定めたところです。</p>
14	<p>「省令案の概要」の2.(1)丸数字1の「放射能濃度を調査」の事前調整は各都県とすることとなっているのに対して、2.(2)丸数字2の「通知」のあて先は都道府県となっていて、両者が整合していないのはなぜか。</p>	<p>意見募集対象資料（省令案の概要）の2.(1)の脚注3では、現状に合った記載とするため、都道府県のうち、現に指定廃棄物を保管している都県を指して「各都県」と記載していたものです。</p>